

## 相談の受付件数

令和2年10~12月の受付件数は計214件。  
(うち北海道2件、東北6件、関東67件、北陸0件、中部24件、近畿57件、中国18件、四国0件、九州40件、沖縄0件)

## 相談者の属性

相談者の属性は、全214件のうち、  
建設業者(元請)80件、建設業者(下請)43件、建設業者(その他)30件、  
発注者(公共)6件、発注者(民間)9件、不明35件、その他11件

【相談内容分類】		件数
建設業法全般	①技術者関係	31
	②建設業許可関係	17
	③その他建設業法関係	72
社会保険全般	④社会保険加入関係	32
	⑤法定福利費関係	31
	⑥その他社会保険関係	16
	⑦請負契約関係	34
	⑧その他	15

※各相談内容は、上記①~⑧の分類うち、複数の内容に該当するものもあるため、全相談件数と一致しない場合があります。

## 主な相談内容その1

- 消費税抜きで3,450万円の請負金額の工事は、監理技術者等の専任が必要となるのか。
  - ➔ 配置技術者の専任要件となる工事費の請負金額には、消費税が含まれる。よって、消費税を考慮すると3,500万円以上となることから、当該工事が公共性のある又は多数の者が利用する施設等に該当する場合、監理技術者等の専任が必要となる。
- ①24時間3交代制の現場で監理技術者が不在の場合は代理を配置すればよいか。②同じく夜間、元請の現場代理人の補助を派遣職員が担うことができるか。
  - ➔ ①専任とは、「他の工事に係る職務を兼務しないこと」「常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事すること」を意味する。適切な施工ができる体制の確保(例として、必要な資格を有する代理の技術者の配置、工事の品質確保等に支障のない範囲内において、連絡を取りうる体制及び必要に応じて戻りうる体制の確保ができること)ができ、その体制について注文者の了解が得られていることを前提として、合理的な理由で短期間現場を離れることは差し支えない。
  - ②現場代理人の配置については建設業法上の規定はなく、あくまで請負契約書上の取り決めに基づき常駐等の配置の判断がなされるものである。参考に、公共工事標準請負契約約款においては、現場代理人に常駐が求められているが、発注者が、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、工事現場における常駐を要しないとすることができることとしている。現場代理人に常駐が求められているが、発注者が、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、工事現場における常駐を要しないとすることができる。
- 本社で特定建設業の許可を有しているが営業所でも特定建設業が必要な工事契約を締結できるのか。
  - ➔ 本社及び各営業所に、特定建設業の技術資格を有した専任技術者を配置していれば可能である。まだ配置していない場合は、許可行政庁に変更届を提出していただきたい。

## 主な相談内容その2

- 会社としては、防水工事業の許可を持っているが、福岡支店では許可を持っていない場合、当該工事の契約行為を福岡支店で行うことができないという理解でよいか。
  - ➔ ご認識の通り、**営業所ごとに許可が必要**となる。
- 当方、許可業者。契約書の電子化を考えているが、建設業法上許されるか。また、電子契約サービスを利用しようと思っているが、電子化する場合の注意点はありますか。
  - ➔ 建設業法第19条第3項により、契約相手方の承諾があれば電子契約は許されている。その際、省令で定める技術的要件として、**①見読性の確保、②本人性の担保、③改竄防止措置**の3つが必要となる。
- 短期雇用者を雇用する場合、社会保険に加入していることの証明する書類を提出すれば現場入場は可能か。雇用保険は当社が入ることになるのか。
  - ➔ **短期間雇用であって、1週間の所定労働時間が20時間以上で1ヶ月以上引き続き雇用されることが見込まれる場合は雇用保険への加入が必要（雇用保険法第4条）。1週間の所定労働時間および1ヶ月の所定労働日数が常時雇用者の4分の3以上の場合は健康保険や厚生年金への加入が必要になる（健康保険法第3条、厚生年金保険法第9条）。**加入が必要かどうかについては、雇用保険であれば公共職業安定所に、健康保険・厚生年金であれば年金事務所にご相談いただきたい。
- 元請からの見積書に法定福利費の記載があり請求されている。これは義務付けられているものだといわれたが、法定福利費は元請会社が払うものであって我々発注者が払うものではないと思うがどうか。
  - ➔ **社会保険は労働者が安心して働くために必要な制度であり、強制加入の方式がとられ、これらの保険料は建設業者が義務的に負担しなければならない法定福利費**であり、建設業法19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるべきものである。発注者及び受注者は、見積時から法定福利費を必要経費として適正に考慮すべきであり、法定福利費相当額を含まない金額で建設工事の請負契約を締結した場合には、建設業法19条の3に違反するおそれがあることに留意されたい。
- 下請との契約の際に基本契約書+注文書・請書の形で契約締結を行っているが、「支払い条件」については、別紙（支払い条件のご案内）を発行（基本契約書締結時1回のみ、基本契約書には支払い条件に関する記載なし）したうえで、注文書に「支払い条件については別紙支払い条件のご案内のとおり」として業法上、見積書、注文書・請書の当事者間での取り交わした。この場合は建設業法19条違反となるか。
  - ➔ 建設業法第19条では記名・押印した書類を相互に交付することとされており、記名押印した書類から別紙を参照することは否定されていない。従ってお尋ねの方法でも直ちに建設業法違反とまでは言えないが、別紙を参照する方式は取引条件として分かりにくく、**トラブル防止の観点からは、支払い条件を基本契約書に明示するか、注文書・請書に明示する取扱いが望ましい。**